

# 英語教育推進業務 仕様書

## 1 業務の名称

英語教育推進業務

## 2 業務目的

- (1) 堺市立小学校（以下、「小学校」という。）において、学級担任等（T1）とともに英語による児童のコミュニケーション能力の素地を養う外国語活動を実施するために、ネイティブ・スピーカー（T2）（以下「NS」という。）を派遣する。
- (2) 堺市立中学校（以下「中学校」という。）において、英語科教員等（T1）とともに英語を通じて生徒の言語や文化に対する理解を深め、英語によるコミュニケーション能力の基礎を養うために、NS（T2）を派遣する。
- (3) 教育委員会（以下「委員会」という。）が指定する中学校において、中学校区を単位として派遣したNSを活用することにより、小学校教員と中学校教員の英語教育に関連する相互理解をめざし、小中一貫した英語教育を推進する。

## 3 履行場所

- (1) 小学校 81校
- (2) 中学校 35校
- (3) 中学校区（中学校 8校、小学校 11校）

実施校

派遣先中学校	連携する校区小学校
福泉南中学校	福泉中央小学校、桃山台小学校
八下中学校	北八下小学校
大泉中学校	大泉小学校
さつき野中学校	さつき野小学校
殿馬場中学校	錦小学校、熊野小学校
旭中学校	神石小学校、大仙小学校
野田中学校	野田小学校
原山台中学校	原山ひかり小学校

## 4 契約形態

本業務は、派遣契約によるものとする。

## 5 契約期間

契約締結日～2020年3月24日とする。

## 6 派遣人数

66人以上

## 7 派遣期間

### (1) 派遣期間

#### ◆小学校

2019年8月28日～2020年3月11日とする。

ただし、土・日曜日・祝日、学校休業日、及び次に示す日を除く。

- ・堺市「子どもがのびる」学びの診断実施日  
(2019年10月3日)
- ・堺市初等教育研究会の開催日  
(2019年10月9日、11月27日、2020年1月22日、2月12日)
- ・2019年12月23日～2020年1月6日

#### ◆中学校、中学校区（共通）

2019年8月26日～2020年3月13日とする。

ただし、土・日曜日、祝日、学校休業日、及び次に示す日を除く。

- ・堺市総合体育大会初日（2019年8月30日）
- ・卒業式（別途通知）
- ・中学生チャレンジテスト（2020年1月9日）
- ・2019年12月18日～2020年1月6日

### (2) 就業日

#### ◆小学校、中学校、中学校区（共通）

原則派遣期間内の月曜日から金曜日までとする。

### (3) 派遣日数

#### ◆小学校 別表のとおり

(3、4年の各学級で7時間、5、6年の各学級で15時間授業ができる日数)

#### ◆中学校 別表のとおり（計120日）

#### ◆中学校区 別表のとおり

(計120日、小学校においては、3、4年の各学級で7時間、5、6年の各学級で15時間授業ができる日数)

#### (4) 配置日と配置時間

##### ◆小学校

- ・午前8時20分～午後4時05分（うち45分は休憩時間、実労働時間1日7時間）
- ・業務の必要性により、各NSの配置校1校あたり、期間中上限2日の範囲内で、就業日と休業日を振替えて業務を要請する場合がある。なお、振替の日程調整については派遣元が行う。
- ・業務の必要性により、各NSにつき、各月及び各学校で、それぞれ上限4日の範囲内で、派遣先校長が配置時間を午前9時15分～午後5時00分に変更することを要請する場合がある。

##### ◆中学校

- ・午前8時20分～午後4時05分（うち45分は休憩時間、実労働時間1日7時間）
- ・業務の必要性により、各NSにつき、各学期それぞれ上限2日の範囲内で、就業日と休業日を振替えて業務を要請する場合がある。なお、振替の日程調整については派遣元が行う。
- ・業務の必要性により、各NSにつき、各月それぞれ上限2日の範囲内で、配置時間を午前9時15分～午後5時00分に変更することを要請する場合がある。

##### ◆中学校区

- ・午前8時20分～午後4時05分（うち45分は休憩時間、実労働時間1日7時間）
- ・小学校での勤務時間も同様とする。
- ・小学校への勤務日は、各中学校区で調整する。
- ・業務の必要性により、各NSにつき、各学期及び各学校で、上限2日の範囲内で、派遣先小中学校長が就業日と休業日を振替えて業務を要請する場合がある。なお、振替の日程調整については派遣元が行う。
- ・業務の必要性により、各NSにつき、各月及び各学校で、それぞれ上限4日の範囲内で、派遣先校長が配置時間を午前9時15分～午後5時00分に変更することを要請する場合がある。

##### ◆小学校、中学校、中学校区（共通）

- ・業務日や業務時間等に変更がある場合には、その都度、事前に派遣先の校長が派遣元に通知する。
- ・業務日と業務時間の変更の実施分についての経費は、その他の経費と区分して計上すること。

## 8 業務内容

NSは、委員会及び配置校の校長の指示に従い、当該派遣先教員の指導のもと、次に掲げる業務に従事する。

中学校区を単位として派遣されたNSは、小学校では小学校における業務内容、及び中学校では中学校における業務内容を行う。

(1) 小学校、中学校、中学校区（共通）

- ① 指導内容や指導方法について、教員との事前の打ち合わせを十分に行うこと。
- ② 要請に応じ、教授手法等についての教員に対する助言等の支援を行うこと。
- ③ NSの特性や特技を生かした国際理解教育に関する取組及び支援を行うこと。
- ④ 外国語活動及び英語、国際理解教育に関連する学校行事等への参加及び支援を行うこと。
- ⑤ 派遣先の小学校と中学校の交流授業における指導補助を行うこと。
- ⑥ 要請に応じ、外国語活動及び英語教育推進のための校内環境整備への参加及び支援を行うこと。
- ⑦ 委員会の指示による教材作成の補助を行うこと。
- ⑧ 業務内容に付帯する業務及び関連業務を行うこと。

(2) 小学校

- ① 教員と協力しながら効果的なティーム・ティーチングを行うこと。
- ② 外国語活動及び国際理解教育に関する教材作成業務を行うこと。
- ③ 委員会の主催する指導方法等の研修会への参加を行うこと。

(3) 中学校

- ① 英語科の授業における教員と協力した効果的なティーム・ティーチング、個別指導及び少人数指導を行うこと。
- ② 総合的な学習の時間における英語に関する指導を行うこと。
- ③ 英語、国際理解教育に関連する教材作成、採点業務を行うこと。
- ④ 委員会の要請に応じ、堺市中学校英語暗唱大会（9月予定）及び堺パークレー英語スピーチコンテストの審査（10月予定）を行うこと。
- ⑤ 派遣先学校長の指示による、小学校における外国語活動及び国際理解教育に関連する支援を行うこと。

## 9 委員会による研修及び説明会

NSは、委員会が実施する以下の研修及び説明会に参加し、業務に活用しなければならない。

研修及び説明会	実施予定日	対象となるNS		
		小学校	中学校	中学校区
小学校・中学校説明会	8月22日	○	○	○
派遣開始に伴う研修及び派遣先学校訪問	8月26日 27日	○		○ (うち1日間)
派遣後に伴う研修	9月末		○	○

- ・研修については、別途就業日を設定する。ただし、中学校及び中学校区へ派遣されたNSの研修時間については、各学校に派遣される所定の就業日数内の就業時間に含めることとする。
- ・NSが当該実施日時に研修等受講が困難な場合は、別途、実施日時及び場所を設定する研修を受講しなければならない。

## 10 NSに係る要件

派遣元は、NSの選任にあたって、次の各号に掲げる資格要件を満たす適任者を選定し、原則として、単一の小学校及び中学校について契約期間中を通じて同一NSを派遣すること。

- ① 英語を母国語とする者または英語を母国語とする者と同等の英語力を有する者であつて、英語を母国語とする国の大学卒業資格を持つものであること。
- ② 小学校及び中学校区に派遣されるNSは、小学校学習指導要領「外国語活動」の目標を理解し、積極的に児童とともに活動することに意欲があり、英語による体験的な活動を工夫できること。教室での指導に適した明瞭な英語の発音、発声ができること。指導内容について、教員とコミュニケーションがとれる程度の日本語力（日本語能力検定3級程度）を有していること。
- ③ 日本で業務に就くために有効な査証を所持し、契約期間中、就業可能な在留資格が継続されること。
- ④ 派遣された学校において良好な人間関係を構築し、担当教員の指導のもと、児童・生徒の発達段階に応じた指導ができ、学習意欲や学力の向上を図ることができること。
- ⑤ 次に掲げる条件のいずれかを満たしていること。
  - ア 母国での教員免許を有していること。
  - イ TESOL、TEFL 資格のいずれかを有していること。
  - ウ 日本国内の小学校、中学校又は高等学校において、1年以上の英語の指導経験を有し、かつその実施学校及び所管教育委員会からの評価が高いこと。
  - エ 小学生、中学生又は高校生を対象とした英語の指導実績が1年以上あり、優れた指導力を有していると、派遣元の責任において評価されるものであること。

## 11 NSに関する留意事項

### (1) NSの服務

NSは、次の各号の事項を遵守しなければならない。

- ① 委員会及び学校の信用を失墜するような行為をしないこと。
- ② 業務遂行中、宗教活動又は政治活動を行わないこと。
- ③ 業務遂行上知り得た秘密を漏洩しないこと。その職を退いた後も同様とする。
- ④ 業務の遂行にあたって、いかなる体罰も行わないこと。
- ⑤ 学校教育にふさわしい態度をとること。
- ⑥ 名札及び教育者としてふさわしい服装を着用し、身だしなみを整えること。
- ⑦ NSの母国での慣習等により、タトゥーを入れている場合であっても、派遣先の児童生徒には見せてはいけない。
- ⑧ 上履きが必要な学校については、上履きを持参すること。
- ⑨ 学校管理運営上支障が生じる行為をしないこと。
- ⑩ 学校に赴く場合は、徒歩及び公共交通機関を利用すること。
- ⑪ 前号に関わらず、やむを得ず徒歩及び公共交通機関以外の手段を利用しなければならないときは、校長の承認を得ること。

## (2) 是正措置

- ・派遣元は、NSが、勤務することができない事情等が生じた場合は、速やかに派遣先校長及び委員会に報告するとともに、NSの変更等、管理上所要の措置をとること。
- ・派遣元は、NSが派遣先の校長の指揮命令に従わないとき、または、著しく業務に不適応と委員会が判断したときは、委員会と協議の上、当該NSに対し是正を求めなければならない。
- ・委員会は、前号の規定にも関わらず、当該NSが是正しないとき、又は是正される見込みがないと認めるときは、派遣元に対しNSの変更を要求することができる。
- ・委員会より派遣元にNSの変更要求があった場合には、速やかに対応すること。

## (3) その他の留意事項

- ・派遣元は、本業務の遂行にあたっては、労働者派遣法、出入国管理及び難民認定法、その他の関係法令を遵守し、NSに対し雇用主としての責任をすべて果たすとともに、適切な教育指導と指揮監督に努めること。
- ・派遣元は、派遣期間の開始段階から確実に業務の履行ができるよう、事前の配置日の決定を含め学校との連絡調整やNSの教育などの事前準備を十分に行い、学校運営が円滑に行われるよう対応すること。
- ・派遣元は、NSが選任された時点で、氏名、性別、18歳未満の場合は実年齢、45歳以上の場合は45歳以上である旨、60歳以上の場合は60歳以上である旨、無期雇用派遣労働者であるか有期雇用派遣労働者であるかの別、及び社会保険、雇用保険の被保険者資格取得届の提出の有無（無しの場合はその具体的な理由も）が記載された「NS決定通知書」を委員会に提出すること。
- ・派遣元は、学校の状況、個別事業、その他派遣事業の履行上必要な事項に関して学校と打合せを行う必要がある事項については、事前に学校と十分打ち合わせを行い、授業及び学校行事に支障のないようにすること。
- ・派遣元は、全てのNSにあらかじめ胸部レントゲン撮影等健康診断を実施のうえ、医療機関の診断書において健康であることを確認すること。
- ・派遣元の負担により、NSに対する指導力向上のための研修等を実施するとともに、基本的人権について正しい認識を持って業務を遂行できるよう、人権啓発に係る研修を行うこと。また、これらの研修についてはあらかじめ委員会の了承のもとに計画すること。
- ・本業務の成果については、全て委員会にその権利が帰属するものとする。
- ・派遣元は、業務全般について、誠意と責任をもって遂行すること。

## (4) 就業管理及び検査

- ・派遣先の校長は、派遣されたNSの管理台帳を備え付け、月毎に就業状況等を委員会に報告し、委員会は、その就業状況を月毎に派遣元に通知する。
- ・派遣元は、前号の通知を受けたときは、請求書及び業務完了届を委員会に提出する。
- ・委員会は、前号の提出を受けたときは、業務の遂行を確認するための検査を行い、検査に

合格したときは、請求書を受領した日から30日以内に派遣料金を支払うものとする。

- ・就業日にNSが出勤しないときその他業務遂行に支障のあるときは、派遣先の校長は、委員会を通じて派遣元に通知するものとする。

#### (5) 費用

派遣業務に係るすべての経費（NSの健康管理に係る経費・通勤及び出張に係る経費等一切を含む）は、派遣元の負担とする。

## 12 説明会の参加

派遣元は、2019年8月22日に、委員会が指定する場所（7月末日までに委員会が指定する。）において、業務内容について、派遣校の校長及び教員を対象とする説明会に参加すること。

## 13 派遣元の責務

派遣元は次の各号の項目を全うしなければならない。

- ① 派遣元は、法令等を遵守しなければならない。
- ② 派遣元は、委員会及び学校の信用を失墜するような行為をしてはならない。
- ③ 派遣元は、業務の遂行に際して、宗教活動または政治活動を行ってはならない。
- ④ 派遣元は、業務中に知り得た情報についての守秘義務を負う。また、本契約終了後においても同様とする。
- ⑤ 派遣元は、業務に対し学校教育にふさわしい態度で臨み、また学校管理運営上支障が生じる行為を行ってはならない。
- ⑥ 派遣元及びNSの故意または過失により第三者及び学校の建物及び備品等に損害が生じた場合は、派遣元の責務として速やかに原状回復し、損害が生じた場合は賠償義務を負う。
- ⑦ 委員会は、NSに服装、言葉遣い及び児童、生徒及び教職員等への応対等について問題がある場合は、派遣元に対し、改善を求めることができる。派遣元は、この改善要求に速やかに対応すること。

## 14 不測の事態が生じた場合の対応

- ・派遣元は、緊急時の連絡・対応の迅速性を図るための体制をあらかじめ委員会に報告すること。
- ・派遣元は、不測の事態が生じた場合、直ちに委員会に報告し、協議のうえ対処すること。また、緊急時においては速やかに対応すること。
- ・派遣元は、不測の事態が生じた場合にも、授業に支障をきたさないようにすること。

## 15 契約代金の支払いにかかる事項

派遣料金の支払いは、派遣契約単価に当該月のNSの延べ就業時間を乗じた額を、月毎に支払う。

## 16 暴力団等の排除について

### (1) 入札参加除外者を委任又は請負先とすることの禁止

- ・受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を委任又は請負先並びに受注者及び委任又は請負先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「委任又は請負先等」という。）としてはならない。
- ・これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該委任又は請負先等との再契約等の解除を求めることができる。

### (2) 委任又は請負先等との契約の締結について

受注者は、委任又は請負先等との再契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

### (3) 誓約書の提出について

- ・受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約金額（単価契約の場合は、契約した単価に予定数量を乗じた金額）が500万円未満の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合は、この限りでない。
- ・受注者は、契約金額（単価契約の場合は、契約した単価に予定数量を乗じた金額）が500万円以上となる委任又は請負先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴収して、本市へ提出しなければならない。
- ・受注者及び委任又は請負先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

### (4) 不当介入に対する措置

- ・受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利用することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告するとともに、警察に届け出なければならない。
- ・受注者は、委任又は請負先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告するとともに、当該委任又は請負先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- ・本市は、受注者が本市に対し、(1)及び(2)に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- ・本市は、受注者、委任又は請負先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が(1)に定める報告及び届け出又は(2)に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。



## 17 その他

- ・仕様書に定めのないもの、その他、業務の実施について疑義が生じた場合は、その都度、委員会と派遣元双方で協議のうえ決定するものとする。